

学校法人長野家政学園役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人長野家政学園（以下、「本法人」という。）の寄付行為第36条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 常勤の役員（以下、「常勤役員」という。）とは、本法人に勤務することが常態である者をいう。

(3) 非常勤の役員（以下、「非常勤役員」という。）とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬)

第3条 役員及び評議員には別表1のとおり報酬等を支払うものとする。

(退職慰労金)

第4条 役員退職慰労金の支給については、別に定める「役員退職慰労金支給規程」による。

(報酬の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は次の各号に定めるところによる。

(1) 報酬 毎月25日

(2) 報酬が年額20万円に満たない場合は年1回、または2回の支給とする。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込みする。

(交通費)

第6条 非常勤役員及び職員兼務でない評議員が、理事会及び評議員会へ出席した場合、1回につき5,000円の交通費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

この規定は、平成13年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年10月1日から施行する。

別表 1

役職の区分	報酬の額
理事長	別表 2 役員号俸表のうちから、理事会において決定する。 ただし、理事長が学長、校長等法人職員を兼務する場合も、職員給与規定で算出された額は支給しない。
常勤理事	学長、校長等法人職員を兼務しない常勤理事については、別表 2 役員号俸表のうちから、理事会において決定する。
職員兼務理事	学長、校長等法人職員を兼務する理事（職員兼務理事）については、職員給与規定等による給与とは別に年額 100 千円の役員報酬を支給する。
非常勤理事	年額 100 千円
監事	年額 100 千円
評議員	年額 30 千円（理事兼務者には支給しない）
事務局長兼評議員	年額 110 千円

別表 2

役員号俸表（単位：千円）

号俸	報酬の額（月額）
13号俸	1,300
12号俸	1,200
11号俸	1,100
10号俸	1,000
9号俸	900
8号俸	800
7号俸	700
6号俸	600
5号俸	500
4号俸	400
3号俸	300
2号俸	200
1号俸	100